

足立区拉致問題等啓発推進条例を公布する。

令和 3 年 7 月 1 2 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 4 3 号

足立区拉致問題等啓発推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 6 号）第 3 条の規定に基づき、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、区民に対し積極的な啓発を行うことで、当該問題に関する区民の認識を深めることを目的とする。

(区の役割)

第 2 条 区は、区民に対し積極的に拉致問題の啓発を行うために、組織の機能強化を図るよう努めるものとする。

2 区は、拉致問題に関する区民の認識を深めるため、積極的な啓発活動を行うよう努めるものとする。

3 区は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施する。

(財政上の措置)

第 3 条 区は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について区民の認識を深めるための啓発を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。